

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第15号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外職員) 第2条 条例第2条第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（専ら試験研究業務に携わる者を除く。）とする。 (1)・(2) [略] (3) 岩手県農業研究センターの副所長、畜産研究所長、畜産研究所次長、県北農業研究所長及び県北農業研究所次長 (4)・(5) [略]	(適用除外職員) 第2条 条例第2条第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（専ら試験研究業務に携わる者を除く。）とする。 (1)・(2) [略] (3) 岩手県農業研究センターの畜産研究所長、畜産研究所次長、県北農業研究所長及び県北農業研究所次長 (4)・(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。